

札幌市本庁舎低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬業務仕様書

1 目的

本業務は、札幌市が保管している低濃度PCB廃棄物について、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、収集及び運搬を行うものである。業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し併せて委託者の指示によること。

2 PCB廃棄物の排出事業者

札幌市総務局行政部庁舎管理課（札幌市中央区北1条西2丁目）

3 保管場所

- ・東苗穂建設廃棄物保管庫（札幌市東区東苗穂2条2丁目484-10）
- ・札幌市役所本庁舎地下2階倉庫（札幌市中央区北1条西2丁目）

4 搬入場所

三池製錬株式会社（福岡県大牟田市新開町2-1）

5 履行期間

令和9年(2027年)2月10日までとする。

なお、運搬については、搬入先の受け入れ状況が整う令和8年11月初旬から12月末日までの間に搬入場所へ搬入を完了すること。

6 受託者の要件等

受託者は、本業務に必要となる「北海道及び福岡県の特別管理産業廃棄物収集運搬許可」を有すること。

7 廃棄物の種類・数量等

PCB濃度が5,000mg/kgを超え100,000mg/kg以下の可燃性のPCB廃棄物

外壁シーリング材：ペール缶 合計450缶（処分予定数量 6694.28kg）

内訳：東苗穂保管庫439缶、札幌市役所倉庫11缶（詳細については別紙1のとおり）

ペール缶の規格：オープンペール缶20L（UN対応品）、外径φ300mm、外高360.5±2.0mm

8 PCB分析結果

別紙2のとおり

9 運行管理責任者及び運行管理代行者の選任

受託者は、業務の遂行にあたり、運行管理責任者(PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会を修了したもの及び特定化学物質作業主任者)を定め、運行管理責任者が不在時等の補助者として運行管理代行者を若干名選任し、氏名等を委託者に通知すること。

10 履行確認

低濃度PCB廃棄物の搬出時、札幌市行政部庁舎管理課の特別管理産業廃棄物管理責任者又はその職務を代行する者、収集運搬業者の運行管理責任者又はその職務を代行する者が立会うこと。

また、処理施設への搬入作業時は、運行管理責任者等が処理施設の設置者又はその職務を代行する者と必ず立会いを行うこと。

11 安全管理等

受託者は、各作業の実施にあたり、細心の注意を払い、作業員及び一般市民の安全を確保すること。危険防止のため必要な措置を講じ、安全管理に万全を期すること。

また、受託者の責により生じた施設や廃棄物への破損・汚損は、受託者の負担において処置すること。

事故等の緊急事態が発生した場合は、本市及び関係機関に速やかに報告すること。

12 その他

- (1) 搬入先と搬入日、搬入条件等を事前に協議・確認したうえで業務を行うこと。
- (2) 積み込みの作業時間は、原則開庁日の午前9時から午後5時までとする。なお、詳細については業務担当者との協議による。
- (3) 搬出作業に使用する資材及び消耗品等は受託者の負担とする。
- (4) 庁舎内の作業で、市職員の業務に支障を及ぼす恐れのある作業を実施する場合は、委託者と作業時間等を協議の上、作業を実施すること。
- (5) 別紙2の分析結果以上の分析が必要な場合は、受託者の責において実施すること。
- (6) 受託者は、業務の遂行にあたり、委託者との連絡を密にするとともに、この仕様書に定めのない事項については委託者との協議により行うこと。

13 環境への配慮について

本市の環境マネジメントシステムに準じ環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するよう努めること。
- (6) 業務関係者に対し、札幌市環境方針を十分理解させるとともに業務と環境配慮の関連について自覚を持つような指導をすること。

14 提出書類

提出書類	提出部数	提出時期
業務着手届	2	業務着手時
特別管理産業廃棄物収集運搬許可証の写し	2	
運行管理責任者等指定通知書	2	
運搬計画書	1	作業開始前
業務報告書（写真台帳）	1	業務完了時
業務完了届	1	
マニフェスト（B2票）	1	

※ 受託者は「低濃度PCB収集・運搬ガイドライン」に則り、運搬計画書を作成し、委託者の承認を得た上で作業を行うこと。

なお、道路使用許可申請書等が必要となる場合は、書類作成、申請及び協議を受託者が行うこと。

業務報告書（写真台帳）については、一連の作業状況がわかるようにまとめること。

業務完了届の様式については庁舎管理課入札・契約情報ホームページ

(<https://www.city.sapporo.jp/somu/choshakanri/choshakanri-kokai.html>) を参照

対象産業廃棄物一覧表

別紙 1

廃棄物の種類	性状	荷姿	通常の保管状況下での性状変化	他の廃棄物との混合等による支障	取扱上の注意事項	処理予定数量
低濃度PCB汚染物 (東苗穂分)	廃プラスチック (シーリング)	UN規格 20 L ペール缶	無	無	漏洩厳禁	ペール缶：439缶 (6551.68kg)
低濃度PCB汚染物 (本庁舎分)	廃プラスチック (シーリング)	UN規格 20 L ペール缶	無	無	漏洩厳禁	ペール缶：11缶 (142.60kg)

その他の情報
ドラム缶の重量にばらつきがあるため、搬入時には横転しないよう留意すること。



保管倉庫 外景

東苗穂倉庫



札幌市本庁舎南面シーリングほか改修工事	
南面	
PCB含有シーリング撤去材	
計量状況	
管理番号	6-131
空缶重量	1.86kg
内容重量	9.62kg
計測重量	11.48kg
2024-11-29	



札幌市本庁舎南面シーリングほか改修工事	
南面	
PCB含有シーリング撤去材	
計量状況	
管理番号	6-131
空缶重量	1.86kg
内容重量	9.62kg
計測重量	11.48kg
2024-11-29	



札幌市本庁舎南面シーリングほか改修工事	
南面	
PCB含有シーリング撤去材	
計量状況	
管理番号	6-131
空缶重量	1.86kg
内容重量	9.62kg
計測重量	11.48kg
2024-11-29	

東苗穂倉庫



工種: 産廃
位置: 東苗穂倉庫

PCB含有物
シーリング材

北面
7-61~7-90

東苗穂倉庫

令和7年12月6日



工種: 産廃
位置: 東苗穂倉庫

PCB含有物
シーリング材

北面
7-61~7-90

東苗穂倉庫

令和7年12月6日

余 白



札幌市本庁舎外景

本庁舎地下倉庫



工種: その他
位置: 本庁舎地下倉庫

PCB廃棄物収納
計量状況

管理番号 118

空缶重量 1.88kg
総重量 11.72kg

令和8年3月11日



工種: その他
位置: 本庁舎地下倉庫

PCB廃棄物収納
計量状況

管理番号 118

空缶重量 1.88kg
総重量 11.72kg

令和8年3月11日



本庁舎地下倉庫保管状況

令和8年1月8日

分析結果報告書

札幌市長 秋元克広 様

札幌市東区北20条東2丁目2-32
環境クリエイト株式会社
(事業所名) 環境クリエイト(株) ラボラトリ
(所在地) 札幌市北区北29条西3丁目1-3
(登録番号) 計量証明事業登録 第677号

件名	札幌市本庁舎シーリング材 PCB 濃度分析調査業務
分析項目	ポリ塩化ビフェニル (PCB)
採取場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市本庁舎
採取者	環境クリエイト株式会社
調査日	令和7年11月18日
分析方法	低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法 (第5版) 10. 廃シーリング材 (含有量試験) (令和2年10月 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室)

試料名	分析結果 (mg/kg)	検出下限値 (mg/kg)
2階内側窓サッシ廻り	33000	0.10
3階外壁目地 (縦) オーバーブリッジ奥側	8800	0.10

【備考】

- ・PCBを含む油が自由液として明らかに存在していない場合については、PCBの含有濃度が0.5mg/kg以下となる場合は、PCB汚染物に該当しない。
(令和元年10月11日 環循規発第1910112号、環循施発第1910111号)
- ・PCB濃度が100000mg/kg以下の可燃性の汚染物等については低濃度PCB廃棄物となる。
(令和元年12月20日 環循規発第1912201号、環循施発第1912201号)